

議案第87号

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成28年12月6日提出

多可町長 戸田善規

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例（平成17年多可町条例第189号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し及び同条第1項中「延滞金」を「遅延損害金」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(延滞金等)</p> <p>第6条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者は、延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>2 前項の規定は、多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）第19条の規定を準用する。</p>	<p>(遅延損害金等)</p> <p>第6条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者があるときは、遅延損害金額を加算して徴収する。</p>